月刊「税理」 (㈱ぎょうせい発行) 令和4年12月号56頁掲載

地方税関係

貸宅地における相続税と 固定資産税の評価単位の相違

1 はじめに

相続税及び固定資産税における宅地の評価は、いずれも時価に基づくものされているが、その評価単位(画地の認定)が大きく異なる場合がある。このことによりその評価額が不合理な結果となることがある。

2 宅地の評価単位

宅地の評価単位は,それぞれ 財産評価基本通達(相続税), 固定資産評価基準(固定資産 税)において次のとおりの取扱 いとなる。

- ① 相続税では、宅地は1画地の宅地(利用の単位となっている1区画の宅地をいう。)を評価単位とする(財評通7-2)。これは必ずしも1筆の宅地からなるとは限らず、2筆以上の宅地からなる場合もあり、1筆の宅地が2画地以上の宅地として利用される場合もある。

ある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地とする(固評基準別表3の2)。

3 貸宅地の評価単位

2以上の者から隣接している 土地を借りてこれを一体として 利用している場合,借地権の 領は,借地権の目的となって る複数の土地を合わせて1 画地として評価する。一方, この場合の宅地所有者の貸宅地 の評価単位は相続税と固定資産 税とで異なる。

- ① 相続税においてはそれぞれ の所有する土地ごとに1画地 の宅地として評価する。
- ② 固定資産税においては, 隣接する複数の土地について一体として利用されている宅地をもって1 画地として評価する。

4 利用単位の判定

1 画地としての利用単位の具体的な判定については、明文規定はないが、それぞれ次の考え方に基づいている。

- ① 相続税においては「所有者 の自由な使用収益」の観点か ら利用単位の判定を行う。し たがって、貸宅地について隣 接していても基本的に所有者 が異なれば区分して評価する。
- ② 固定資産税においては「その形状、利用状況等からみて、これを一体となしているとみる」という観点から利用単位の判定を行う。したがって、

隣接する二筆以上の宅地にまたがり、一個または数個の建物が存在する場合にはその所有者が異なる場合でも一体として評価する。

5 問題点

相続税と固定資産税とで評価 単位(1 画地)が異なるため同 じ路線価方式を採用していてを 両者での正面路線が異なるいなケー スが生じてしまう。路線伝示のの 定については相続税は公示価価 の 7 割で設定されてで実際の 路線が異なることは大きの 路線はこの 部へとは も という問題点が ある。

6 最後に

上記の貸宅地における固定資 産税の評価単位の取扱いには問 題があると考える。固定資産税 においても客観的な交換価値で ある時価を基に評価する。貸宅 地における客観的な交換価値を その土地の利用(賃貸)による価 値と考えた場合、当然、所有す る自分の宅地の使用収益は得ら れるが隣接する他者の土地の使 用収益を得られるわけではない。 それでも外形上一見明白に一体 をなしていれば他者の土地も含 め1画地として評価するのは行 政実務だけを考慮したもので. 時価に基づく評価という点では 明らかに不合理なものといえる。 右山研究グループ

税理士 富永 典寿